

2 章 国際原子力機関(IAEA)

- 2.1 IAEA 設立に至る背景・経緯
- 2.2 Atoms for Peace 演説
- 2.3 国際原子力機関憲章
- 2.4 加盟国
- 2.5 組織体制
- 2.6 主な業務
- 2.7 予算
- 2.8 職員
- 2.9 我が国の貢献
- 2.10 IAEA 各拠点の所在地

2. 国際原子力機関 (IAEA)

(IAEA: International Atomic Energy Agency)

- ・世界の平和・保健・繁栄への原子力の貢献の促進・増大を目的として設立された国際組織
- ・核不拡散を担保するため NPT 第 3 条に規定された転用防止のための保障措置活動が最重要業務となっており、「核の番人」との別称
- ・1953/12 国連総会におけるアイゼンハワー大統領の Atoms for Peace 演説を契機として創設

設立	1957/7/29
加盟国	173 ヶ国 (2021/4/7 現在)
本部	ウィーン国際センター (オーストリア)
憲章	1957/7/29 発効
	IAEA の目的、組織、任務を規定したもの。主な構成は、以下のとおり。 -IAEAの設置、目的、組織、業務(第1条～第7条) -情報交換の実施及び提供(第8条) -物質の提供(第9条) -役務、設備及び施設の提供(第10条) -技術援助(第11条) -保障措置の実施(第12条)
主要な業務	保障措置と核物質の検認、原子力安全と核セキュリティの強化、原子力利用の技術協力、原子力エネルギー開発の促進、原子力科学と応用の支援
組織体制	
<ul style="list-style-type: none"> -総会: 全加盟国の代表で構成される最高決議機関。通常会期 (毎年 9 月開催) と特別会期 (理事会または加盟国の要請により招集) がある。主な任務は理事国選出、加盟承認、予算承認、国連への報告の承認、事務局長任命の承認。 -理事会: IAEA の任務遂行の権限を有する実質的な意思決定機関。理事会指定理事国 13 と総会選出理事国 22 の 35 理事国で構成。主な任務は財務諸表、事業計画及び予算の検討及び総会への勧告、保障措置協定の承認、安全基準の発行、事務局長の指名。通常年 5 回開催 (3 月、6 月、9 月の総会前後に 2 回、11 月)。日本は IAEA 創立当初から指定理事国。 -事務局: 事務局長以下、科学者・技術者その他の人員を含む職員で構成。事務局長は IAEA の首席行政官、総会の承認を得て理事会が任命、任期 4 年。事務局長の下に 6 局 (次頁に組織図)、各局長は事務次長を兼任。事務局の任務は保障措置の実施、総会等の文書管理、報告書の発行、等多岐。 -諮問委員会: IAEA の活動の評価のため、事務局長の諮問機関として設置。委員となる専門家は個人として参画するが、出身国の同意を得て任命される。主なもの: 保障措置諮問委員会、核セキュリティ諮問委員会、国際放射性廃棄物管理諮問委員会、原子エネルギー局政策諮問委員会、技術協力諮問委員会 	

予算

- 会計年度は 1/1~12/31
- 通常予算、技術協力基金、特別拠出金に大別
- 近年は、通常予算およそ 3.9 億ユーロ、技術協力基金およそ 1.2 億ユーロ、特別拠出金およそ 1.2 億ユーロ

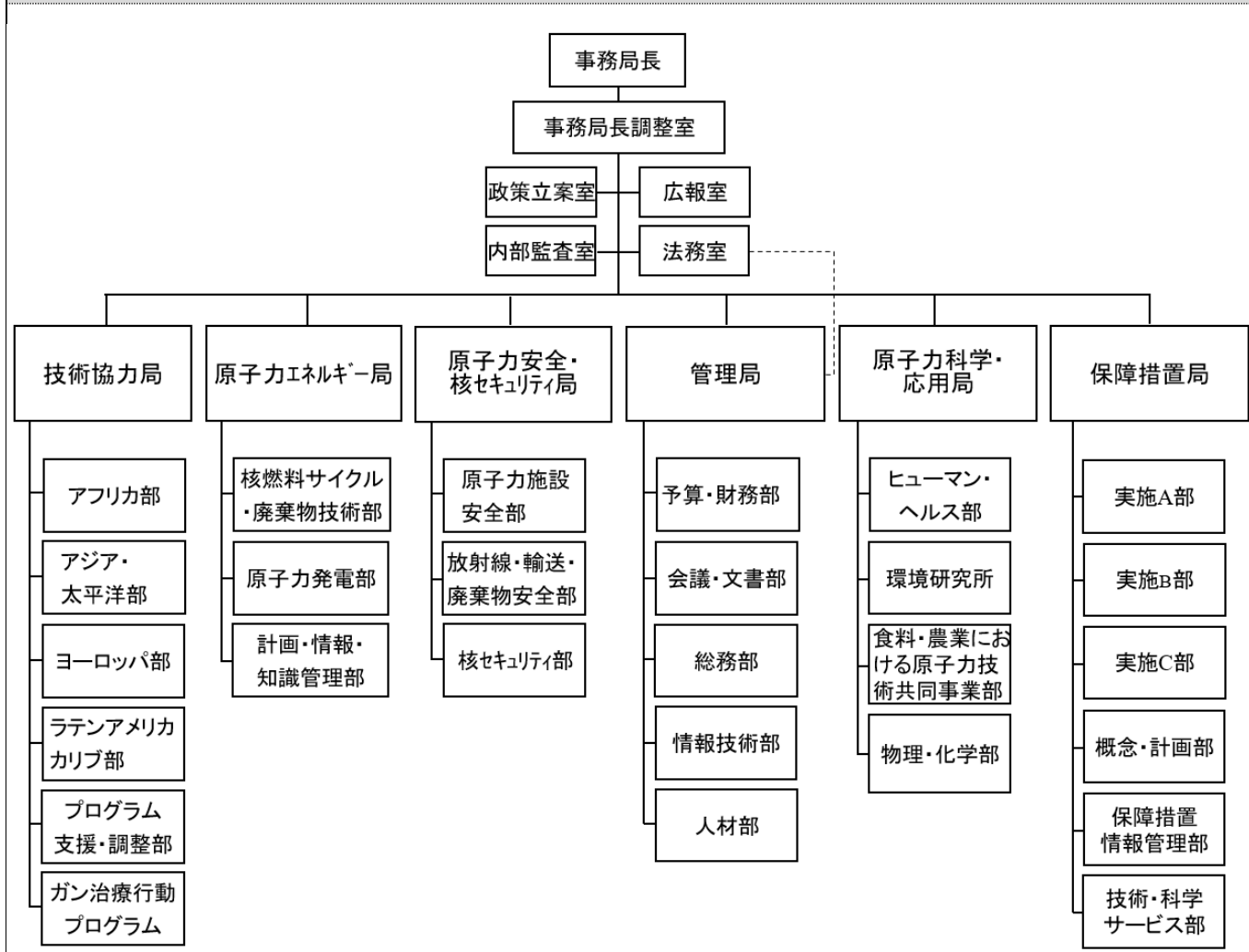
職員数

- 専門分野について職務を遂行する専門職、事務・支援業務を担当する一般職
- 近年は、専門職・一般職等の合計およそ 2,500 名が在籍

国連との関係

国連総会の承認により発効した国連-IAEA 間の協定に基づき、IAEA は自治権のある国際機関として、国連総会に毎年の活動状況を提出(国連から独立した機関)

事務局の組織 (2020/12 月末現在) 最新情報は、毎年発行の Annual Report に掲載



2.1 IAEA 設立に至る背景・経緯

- ・第 2 次世界大戦終結後、原子力の民生利用に対する関心が高まる一方、両刃の剣としての核兵器の拡散に対する懸念が増し、原子力は国際的に管理すべきであるとの考えが広まる
- ・最初に提唱された構想は初代米国原子力委員長 D.リリエンソールらがまとめた原子力国際管理構想で、1946/6、米国国連代表 B.バルークによる『バルーク提案』として、設立間もない国連の原子力委員会において審議
 - 国家主権に優越した国際機関として国連に国際原子力開発機関 International Atomic Development Authority を設置し、核物質等を一旦全てプールしそれを希望国に貸与する方式を想定^{〔1〕}
 - 一切の原子力活動をその統制下に置くとともに究極的には原爆の製造停止と処分を目指す一方、兵器としての原子力管理体制が実効的に確立するまではアメリカの原爆保有を認めるとした(ソ連は核実験を未実施)
- ・英国・米国などがこれを支持するも、米国に対抗して密かに核兵器の開発を行っていたソ連は、バルーク案はソ連への牽制を企図した米国の核優位・核独占であることを理由に提案を拒否、実現に至らず

提案は核兵器と核物質の国際管理を目指した初めてのもの、仮に実現していれば冷戦期の核軍拡に有効な抑止効果を果たした可能性も考えられるが、ソ連(1949)、英国(1952)が相次いで核実験に成功、核兵器の国際管理構想は実現に至らず
- ・新たな核兵器国の出現防止、原子力平和利用の国際的管理を企図した Atoms for Peace 演説(D.アイゼンハワー米国大統領、国連第 8 回総会)を契機として、IAEA 創設の気運が高まる。IAEA 発足までの経緯は次頁のとおり^{〔2〕}



図 2-1 IAEA 本部(ウィーン)



図 2-2 ウィーン国際センター

- 1953/12/8 国連第 8 回総会にて D.アイゼンハワー米国大統領が提唱 (Atoms for Peace 演説)
- 1954/12/4 国連第 9 回総会にて「原子力の平和利用」を満場一致で可決、国際機関設立に向けた IAEA 憲章草案のための 8ヶ国協議グループを設置する決議を採択
- 1955/4 ワシントンにて 8ヶ国 (オーストラリア、ベルギー、カナダ、フランス、ポルトガル、南アフリカ、イギリス、アメリカ) による憲章草案の作成作業を開始
- 1955/12 国連にて IAEA 設置を可決
- 1956/2/27 IAEA 憲章起草会議をワシントンにて開催。8ヶ国協議グループにソ連、ブラジル、チェコ、インドを加えた 12ヶ国が規約を審議
- 1956/4/18 IAEA 憲章採択会議にて IAEA 憲章草案を採択
- 1956/9/20 IAEA 憲章採択会議をニューヨークにて開催。全国連加盟国 76ヶ国のほか、日本、西ドイツなど未加盟国を含めた合計 82ヶ国が参加、規約草案を審議
- 1956/10/23 総会にて規約案を全会一致で採択、憲章の署名を開始。次いで準備委員会の選出投票にて、アルゼンチン、日本、エジプト、ペルー、インドネシア、パキスタンの 6ヶ国を選出、起草 12ヶ国を加えた 18ヶ国を以って準備委員会を組織
- 1956/10/26 日本が憲章に署名 (署名国数 70)
- 1957/5 国会で承認
- 1957/7/16 米国政府に日本の批准書を寄託
- 1957/7/29 アメリカ・イギリス・フランス・カナダ等が批准書を寄託、所要の批准数を得て IAEA 憲章が発効し、IAEA が発足
- ・発効要件: 原子力の先進 5ヶ国であるアメリカ、イギリス、ソ連、カナダ、フランスのうち少なくとも 3ヶ国を含む 18ヶ国が批准書を米国政府に寄託
 - ・憲章当事国 (25ヶ国): アフガニスタン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ソ連、カナダ、チェコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ共和国、フランス、グアテマラ、ホンジュラス、インド、イスラエル、日本、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スイス、トルコ、南アフリカ、イギリス、アメリカ
- 1957/10/1~23 IAEA 第 1 回総会及び理事会をウィーンにて開催。総会の満場一致で本部をウィーンに置くことに決定し、オーストリア政府と IAEA の両方で承認。国連と IAEA 間の関係についての協定も総会で承認
- 1957/11/14 国連総会の承認により国連-IAEA 間の協定が発効^[3]。IAEA は自治権のある国際機関として認められ、国連総会に毎年活動状況を提出することになった

- ・第 1 回総会は、2 日間の通常総会で仮議事手続の決定、理事国の選出を行った後、特別総会で機関の事業計画、予算について審議。その概要は以下のとおり^[4]
 - 国際的研究機関と接触を保ち、国際的な研究計画の調整を行い、加盟各国からの要請により研究の援助・助言
 - アイソトープ及び放射線の利用に関して技術援助や国際的な輸送の研究を行い、放射線測定のための標準資料の作成配布、測定装置の目盛の検定について勧告
 - 原子炉の開発についても技術援助を行い、更に中型の原子炉を中心とする研究訓練施設を地域的に作ることを奨励するような措置
 - 機関に提供された特殊核分裂性物質などの原子力に関する物質、役務、設備を、援助を求める国に供給
 - 科学的及び技術的情報の収集、配布、及び原子力平和利用促進のため、必要な場合には種々の国際会議を主催
 - 加盟国へのコンサルタントサービス、フェローシップ計画の促進、地域的訓練センターの設立について積極的に援助
 - 機関の物質供給などに伴う保障措置及び双務協定の保障措置の肩替り
 - 保健及び安全上の基準の確立。河川、海、及び大気などにおける廃棄物処理の研究、その基準の判定を検討、これらの問題についての法律上の問題及び保険の問題についての国際的取扱を検討
 - 以上のような機関の仕事を行う上に必要な場合には研究施設を設置
 - これらの事業を行うため、1958 年度における機関事務局の人員及びその機構の案を作成、1958 年度の機関予算として通常予算と特別拠出金（加盟国の任意寄付金でまかない、用途は奨学金）の立案